

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十四年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

改正案	現行
<p>（信託の受益者から除かれる者）</p> <p>第一条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の二に規定する主務省令で定める契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約</p> <p>六 （略）</p>	<p>（信託の受益者から除かれる者）</p> <p>第一条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する主務省令で定める契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条に規定する公益信託に係る信託契約</p> <p>六 （略）</p>